
美作市 新市建設計画

平成26年9月 変更

平成28年3月 変更

令和2年3月 変更

美作市

目 次

第Ⅰ章 総論	1
1. 合併の必要性.....	1
2. 住民の意向	3
3. 計画策定の方針	7
第Ⅱ章 新市の概況.....	9
1. 自然的条件	9
2. 歴史的条件	10
3. 社会・経済的条件.....	11
第Ⅲ章 主要指標の見通し.....	19
1. 人口の見通し.....	19
2. 世帯数の見通し	20
3. 就業人口の見通し.....	20
第Ⅳ章 新市建設計画の基本方針	21
1. 基本理念.....	21
2. 新市の将来像.....	21
3. 地域別整備の方針.....	22
第Ⅴ章 新市の主要施策	25
1. 施策の大綱	25
2. 施策の内容	26
第Ⅵ章 公共的施設の統合整備.....	39
第Ⅶ章 財政計画	41
1. 前提条件.....	41
2. 歳入.....	41
3. 歳出.....	42

第Ⅰ章 総論

1. 合併の必要性

地方自治体を取り巻く状況は、住民の日常生活、経済活動がますます広域化するとともに、少子・高齢化の進展や行政に対する住民ニーズの高度化・多様化、また「地方分権[※]」「三位一体の改革[※]」など、めまぐるしく変化してきています。

このような中で、住民に最も身近な地方自治体である市町村においては、自己決定・自己責任を原則に、地域固有の資源や特性を生かしたまちづくりを住民との協働により進める必要があります。

このためには、一つの市町村で取り組むよりも、規模を拡大して行財政基盤を強化するとともに、高度化・多様化する住民ニーズに対して的確に対応する効率的な行財政運営が望ましいと考えています。

- 地方分権型社会への対応
- 少子・高齢化への対応
- 多様な住民ニーズへの対応
- 日常生活圏の拡大への対応

(1) 地方分権型社会への対応

地方分権の推進により、今後、市町村においては、国及び県の指導による画一的な行政運営ではなく、地域の自己決定・自己責任による行財政の的確な運営が強く求められるとともに、地域の特性を生かした創意工夫による住民主体のまちづくりへの取り組みが必要となります。

そのためには、勝英地域6町村が合併し、地方分権時代にふさわしい自立した行政システムを確立し、予測される地方交付税の削減などに対応する効率的な行財政運営を推進するとともに、規模の拡大による行財政基盤の強化、財源の確保を図っていくことが必要です。

(2) 少子・高齢化への対応

少子・高齢化の進行は、子育て支援や高齢者福祉など多様な住民ニーズへの対応に伴い、財政負担を増大させるとともに、生産年齢人口の減少による経済活力の低下を招くと想定されます。その結果、住民サービスの維持・向上をしていくことが難しくなることが懸念されます。

勝英地域6町村における65歳以上の人口比率は、31.1%（平成12年国勢調査）となっており、高齢化が進行しています。また、全国的には合計特殊出生率（一人の女性が一生涯に生む子どもの数）も年々低下しており、勝英地域においても年少人口（0～14歳人口）が減少しています。今後、地域の活力を維持し、安心して快適に暮らせる地域としていくためには、きめの細やかな福祉サービスの提供や救急医療体制の充実、次世代を担う子どもを安心して産み育てることのできる環境づくり、介護予防の推進や高齢者の健康づくりなど地域で支え合うシステムづくりが求められています。

そのためには、6町村が合併し、健康づくりや生きがいづくりなどの保健・医療・福祉に関する総合的な施策の推進と支援体制の充実、人材の確保や育成を図っていくことが必要です。

(3) 多様な住民ニーズへの対応

住民のライフスタイルの変化や価値観の多様化、高度情報化や地球環境問題への対応など、住民が求めるサービスも多様化、かつ高度化しています。

勝英地域6町村においても、少子・高齢化に対応した保健・医療・福祉のサービスの充実はもとより、男女共同参画の推進やまちづくり、高度情報化、地球環境問題など、高度で専門的なサービスの提供が求められています。

そのためには、6町村が合併し、高度で専門的な能力を有する職員の育成や柔軟な職員の配置による的確な対応を図るとともに、地域の創意工夫による施策や事業の企画立案などにより、地域の特性を生かした、効率的かつ総合的なまちづくりを展開していくことが必要です。

(4) 日常生活圏の拡大への対応

広域交通網や高度情報通信網の発達などにより、日常の生活圏は、住んでいる市町村の枠を超えて急速に拡大しています。それに伴って、行政もより広い観点から一体的なまちづくりを進めていくことが必要になっています。

勝英地域6町村においても、買い物、飲食、医療面などで、多くの住民の行動は各町村の行政区域を越えて拡大しています。

そのためには、6町村が合併し、公共交通機関の充実や地域をネットワークする道路網の整備、情報化の推進など、広域的かつ統一的な視点からまちづくりを進めていくことが必要です。また、ごみ処理や消防組合などを共同で行っており、6町村の結びつきは深いものがあります。

※地方分権：国が持つ権限・事務・財源を地方（都道府県や市町村）に移譲し、地域のことは地域に委ねるという観点から、地方が自ら個性豊かな活力ある地域社会の実現を図るもの。

※三位一体の改革：地方税財政制度の改革で、①国庫補助負担金の改革②地方交付税の改革③税源移譲を含む税源配分の見直しの三つを同時かつ一体的に行うこと。

2. 住民の意向

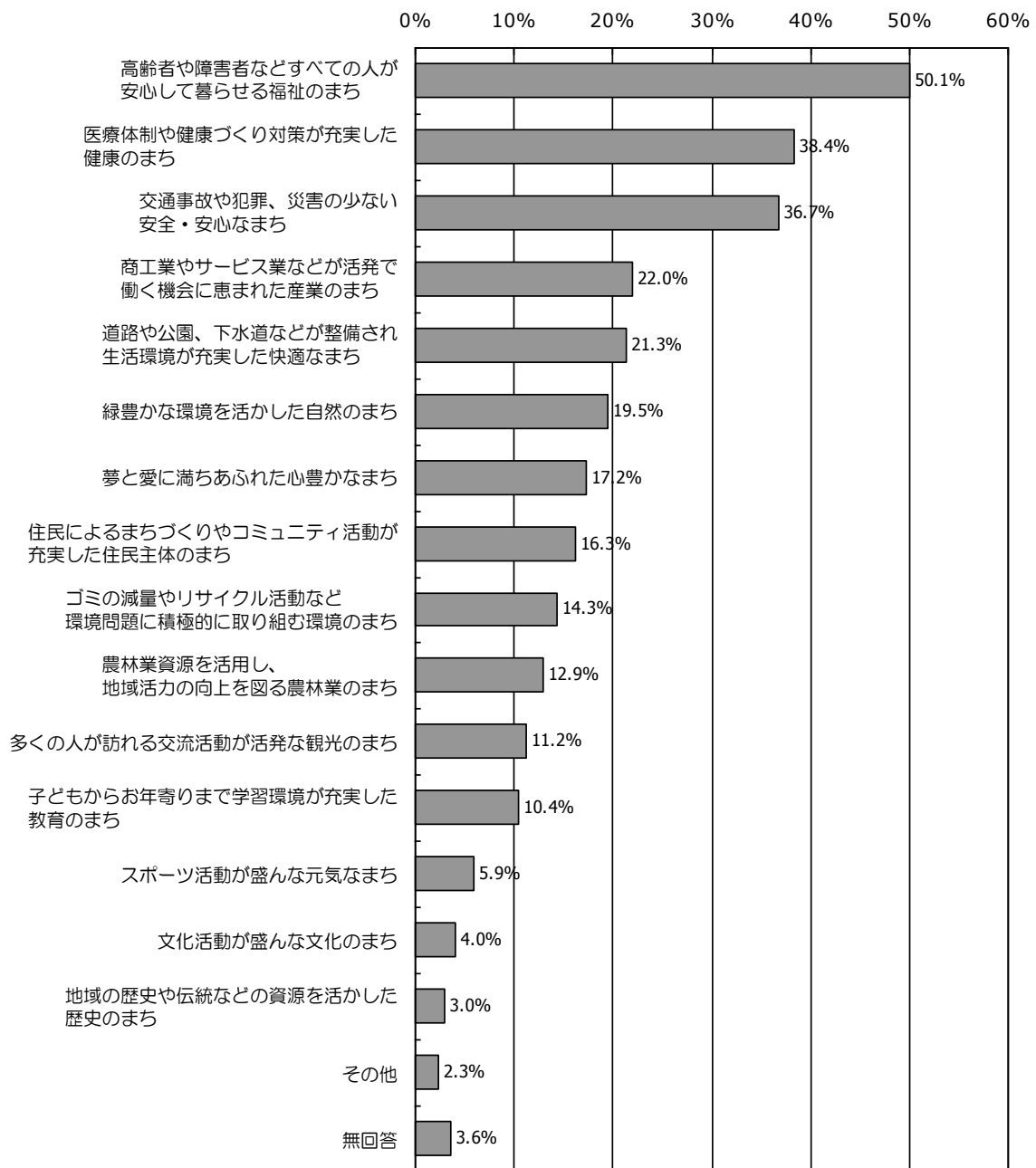
（「新しいまちづくりのためのアンケート」調査結果の要旨）

(1) 調査目的・対象・方法

「新しいまちづくりのためのアンケート」調査は、新市の将来イメージなど新しいまちづくりに関する意向を把握し、新市建設計画策定の資料とすることを目的として、平成16（2004）年5～7月、勝英地域内6町村の20歳以上の住民の方のうち、各世帯1名を無作為抽出した12,347人を対象に実施したものです。有効回収数は5,053件、回収率は40.9%でした。

(2) 新市の将来のまちづくり

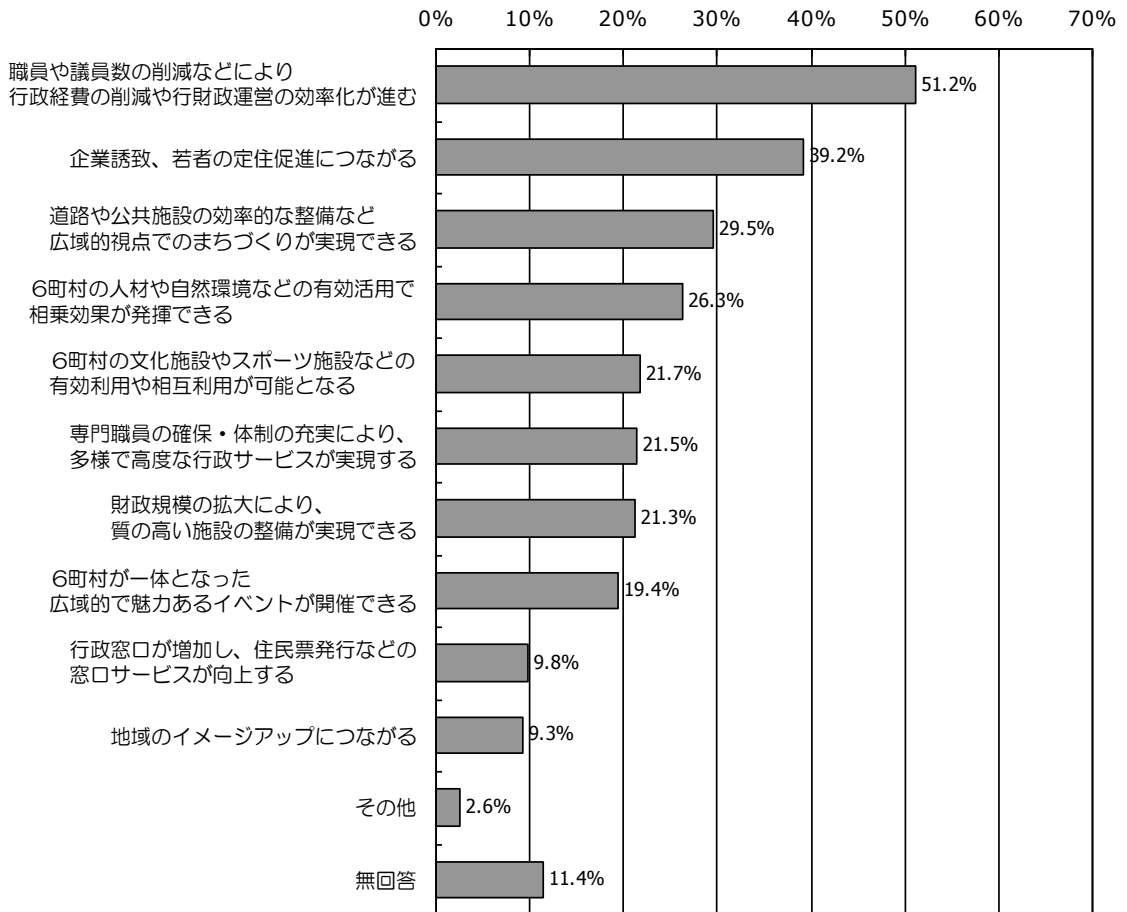
全体の約半数の方が「高齢者や障害者などすべての人が安心して暮らせる福祉のまち」を望んでいます。次いで、「医療体制や健康づくり対策が充実した健康のまち」、「交通事故や犯罪、災害の少ない安全・安心なまち」を望む方が多くなっています。



（3つまで選択）

(3) 合併に対する期待

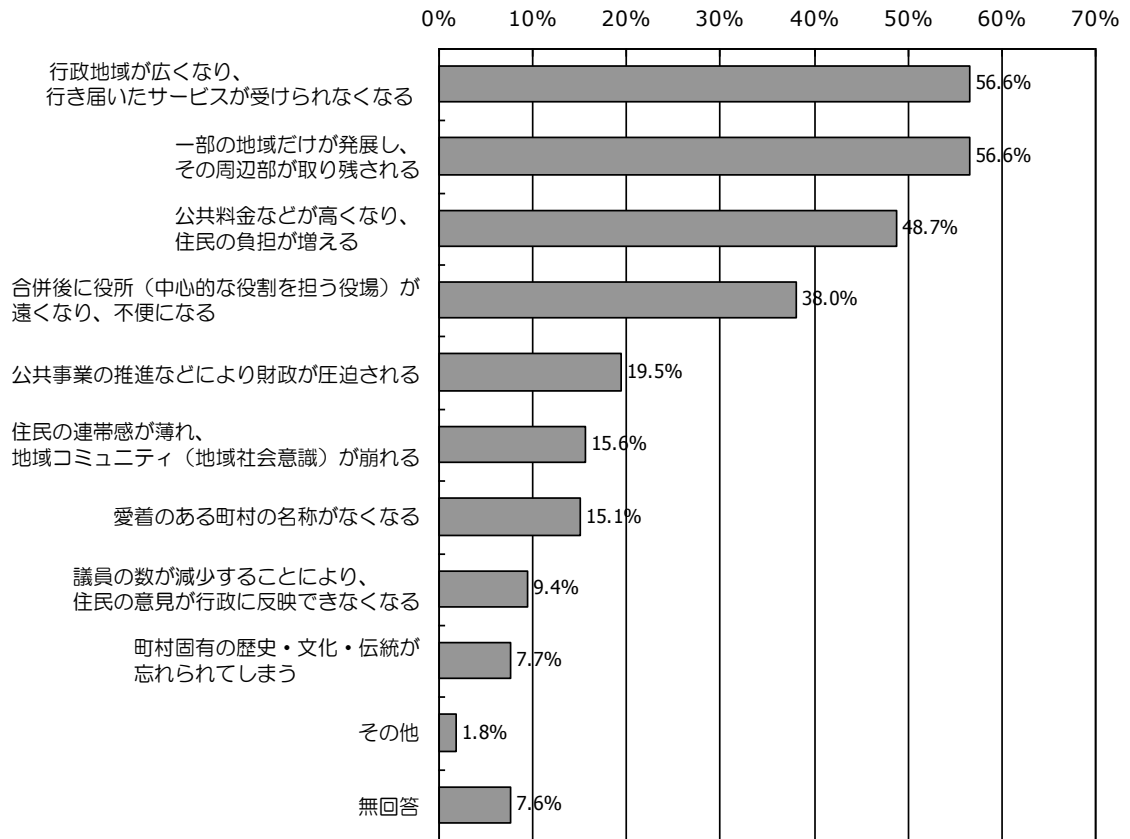
「職員や議員数の削減などにより行政経費の削減や行政運営の効率化が進む」を期待されている方が最も多く、51.2%を占めています。次いで「企業誘致、若者の定住促進につながる」、「道路や公共施設の効率的な整備など広域的視点でのまちづくりが実現できる」が続いています。



(3 つまで選択)

(4) 合併に対する不安

「行政地域が広くなり、行き届いたサービスが受けられなくなる」と「一部の地域だけが発展し、その周辺部が取り残される」を不安に思う方が多く、ともに約 60%となっています。



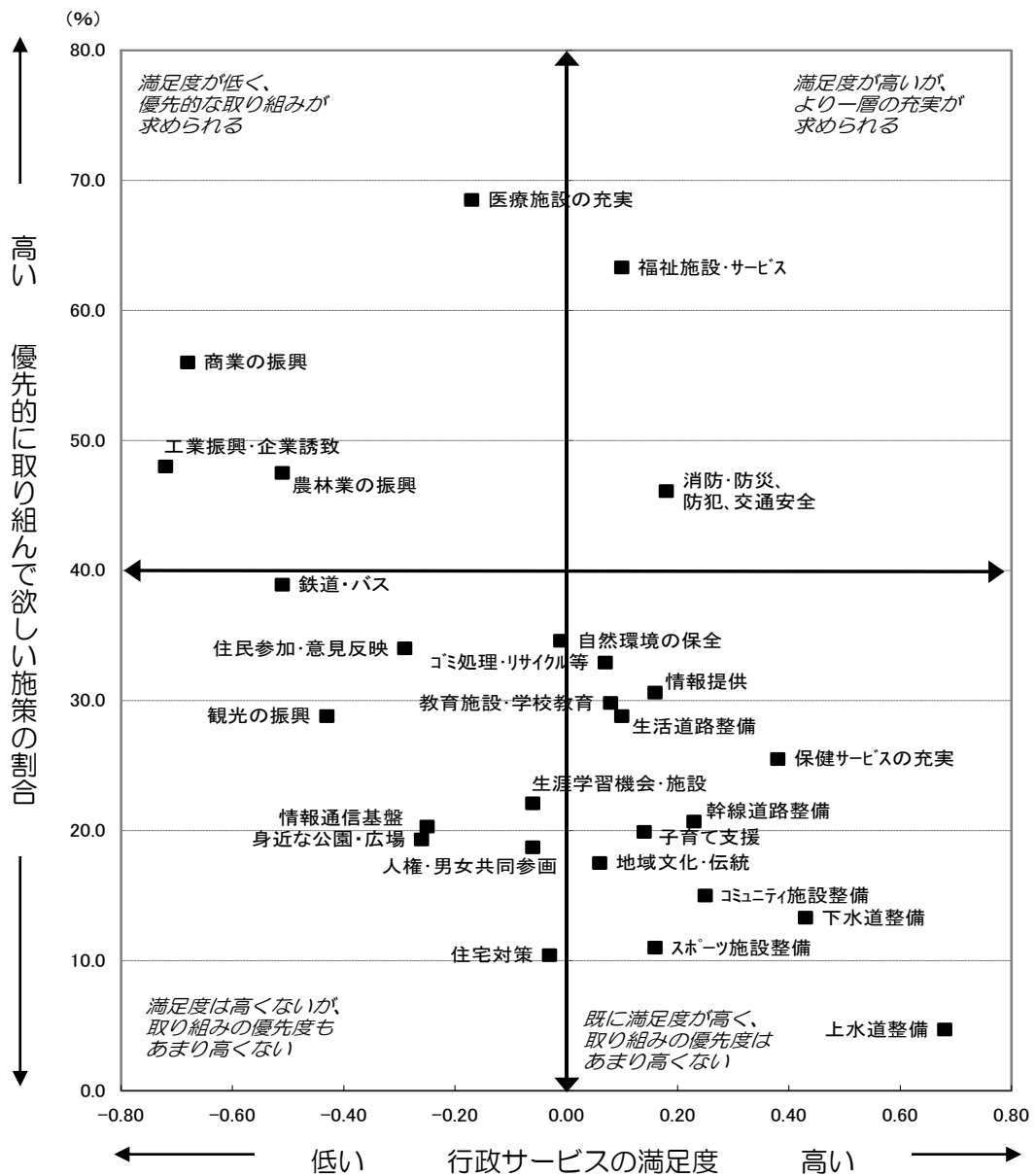
(3 つまで選択)

(5) 現在の行政サービスの満足度と合併した場合に優先的に取り組んで欲しい施策

「住む町村の現状」に対する満足度を横軸に、「優先的に取り組んで欲しい施策」を縦軸にとって、現在の行政サービスの満足度と今後優先的に取り組んで欲しい施策や事業について分析しました。

「病院や診療所などの医療施設の充実」、「商業の振興や買物の利便性」などは、満足度が低く、優先的な取り組みが求められています。

「高齢者や障害者などの福祉施設の整備やサービスの充実」、「防災、防犯、交通安全、消防体制などの取り組み」などでは、満足度が比較的高くなっていますが、一層の充実が求められています。



※行政サービスの満足度の点数は、各項目について「とても良い（非常に満足）」を+2点、「良い（満足）」を+1点、「どちらともいえない」を0点、「悪い（不満）」を-1点、「とても悪い（非常に不満）」を-2点として計算し、無回答を除く回答者数で平均したものです。
 ※優先的に取り組んで欲しい施策の割合は、それぞれの項目を選択した回答数の割合を示したものです。

3. 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、勝田郡勝田町、英田郡大原町、同郡東栗倉村、同郡美作町、同郡作東町及び同郡英田町の合併後の新市を建設するための基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定し、その実現を図ることにより6町村の速やかな一体化を促進し、地域の特性を生かした均衡ある発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

なお、新市の進むべき方向についてのより詳細で具体的な内容については、新市において策定する実施計画に委ねるものとします。

(2) 計画の構成

本計画は、新市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心に構成します。

(3) 計画の期間

本計画における主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、平成17年度から令和6年度までの20年間について定めるものとします。

(4) 計画策定の基本的な考え方

- ・新市建設の基本方針を定めるにあたっては、将来を展望した長期的な視野に立ったものとします。
- ・公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう配慮し、地域バランス、さらには財政事情を考慮しながら逐次整備していくものとします。
- ・財政計画については、合併特例債※・過疎債※など国・県の財政支援を十分活用するものとし、歳入面での過大な見積りは避け、健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとします。

※合併特例債：合併に伴い特に必要となる事業に対し、合併年度及びこれに続く20カ年度に限り新自治体が発行できる地方債のこと。その元利償還金の7割について後年において普通交付税の基準財政需要額に算入される。

※過疎債：過疎債とは人口の著しい減少によって地域社会の活力が低下した地域に活力の形成を促すため、借り入れた地方債の元利の7割を地方交付税で補填される有利な財政的措置のこと。

第Ⅱ章 新市の概況

1. 自然的条件

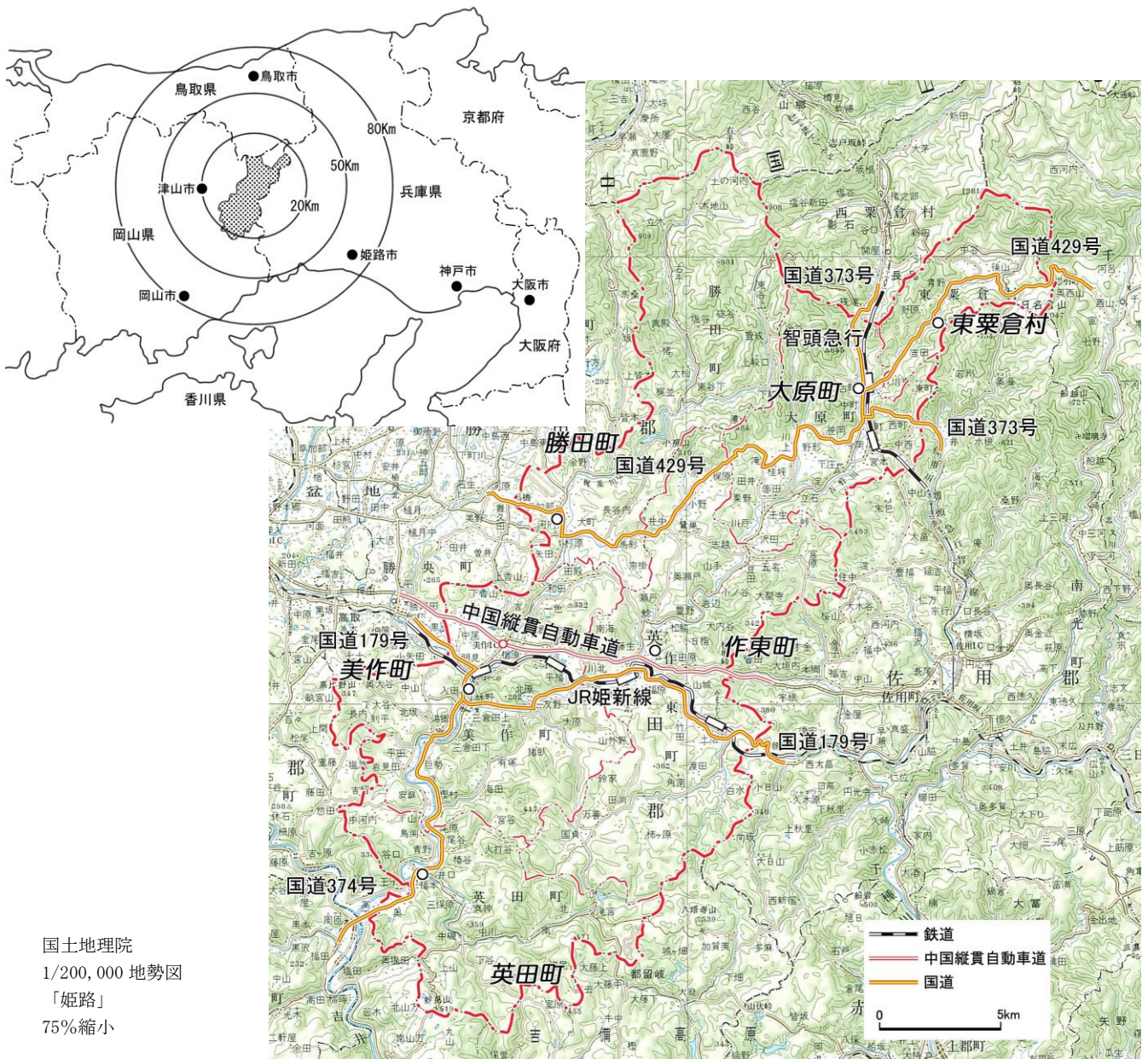
(1) 位置・地勢

勝英地域は、岡山県の北東部に位置し、北は鳥取県と、東は兵庫県と接しています。

地域の北部は、兵庫県との境界に、岡山県で最も標高の高い後山（1,345m）がそびえ、氷ノ山後山那岐山国定公園に指定されている中国山地が広がっています。地域のほぼ中央には、南北方向に、吉井川の源流である吉野川と梶並川が貫流しています。地域の南部は、標高約 50～500mの丘陵台地となっています。

勝英地域は、このような豊かな山々の緑と清らかな川の流れなど、美しい自然と景観に恵まれています。

●位置図

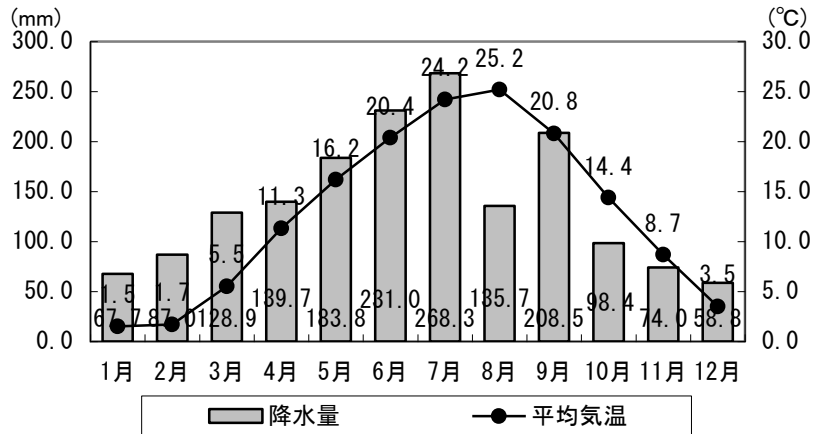


(2) 気象

勝英地域は、内陸的気候であり、昼夜、夏冬の気温の差が大きいものの、比較的温和な気候です。しかし、北部の山間部は、比較的日本海側の影響を受けた積雪が多い地域です。

大原町古町地域気象観測所における平均気温は12.7℃で、平均雨量は1,681.8mmです。

●大原町古町地域気象観測所（アマノ観測所）における
平年値（平均気温・降水量：1979～2000年）



資料：岡山地方気象台HP

2. 歴史的条件

(1) 地域の沿革

勝英地域が含まれる美作国は、奈良時代に備前国6郡を割いて美作国を設置した時からはじまります。江戸初期には、現在の林野（倉敷）は政治経済の中心をなし、高瀬舟による物資の搬出・荷物集積市場として栄えました。また、京阪神と出雲を結ぶ「出雲街道（出雲往来）」や兵庫県と鳥取県を結ぶ「因幡街道（因幡往来）」が通る宿場町としても発展してきました。

なお、5町は、昭和27年から31年頃にかけて、「昭和の大合併」により、それぞれ誕生し、現在に至っています。

●6町村の主な沿革

町村名	合併年月日等	関係町村
勝田町	昭和29. 3. 31(編)	吉野村の一部
	昭和29. 11. 1(編)	栗広村の一部
	昭和30. 1. 1(合)	勝田町、梶並村
大原町	昭和29. 3. 25(合)	大原町、讃甘村、大野村、大吉村
東栗倉村	明治22. 6. 1	
美作町	昭和28. 4. 1(合)	豊国村、湯郷町、林野町、豊田村、檜原村
	昭和29. 7. 1(編)	巨勢村の一部
	昭和29. 11. 1(編)	栗広村の一部
	昭和31. 2. 1(編)	公文村の一部
作東町	昭和28. 9. 1(合)	江見町、土居町、栗井村、福山村、吉野村
英田町	昭和29. 7. 1(編)	福本村に巨勢村の一部
	昭和30. 2. 1(合)	福本村、河会村
	昭和31. 2. 1(編)	公文村の一部

1) (合)は、合体合併、(編)は、編入合併である。

2) 県市町村課「岡山県市町村合併誌」による。

資料：岡山県統計年報

3. 社会・経済的条件

(1) 人口・世帯数

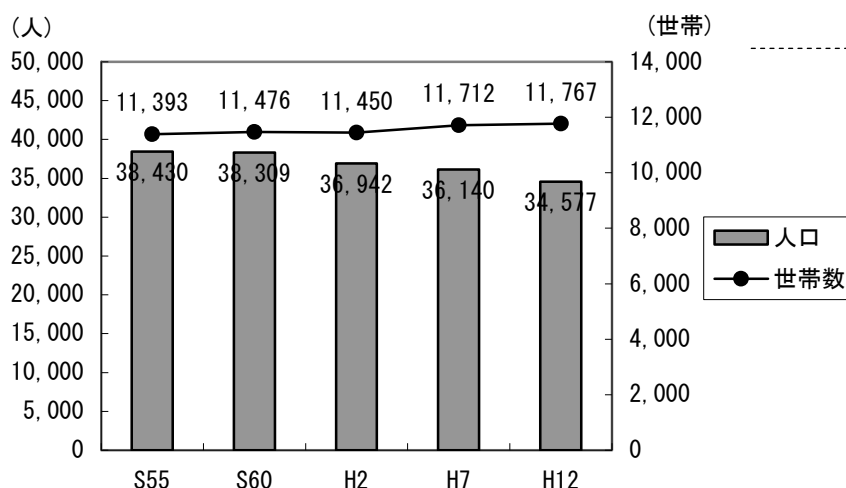
勝英地域の人口は、平成12年では34,577人です。6町村で最も人口が多いのは、美作町で13,024人です。一方、最も人口が少ないのは東粟倉村で1,408人です。

平成12年の勝英地域の人口を、平成7年のそれと比較すると、1,563人(4.3%)減少しています。また、昭和60年とでは、おおよそ1割程度の人口減少がみられます。

平成12年の年齢3階級別人口をみると、年少人口(0～14歳人口)は4,666人、生産年齢人口(15～64歳人口)は19,143人、老年人口(65歳以上人口)は10,768人です。その割合は、年少人口13.5%、生産年齢人口55.4%、老年人口31.1%です。

年齢3階級別人口の割合を、岡山県の割合と比較すると、年少人口の割合が低く、老年人口の割合は大きく上回っています。

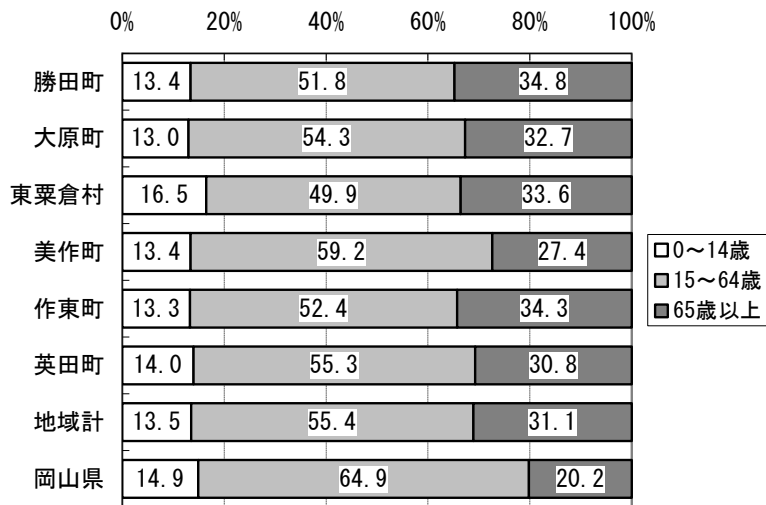
●人口・世帯数の推移



	S55 1980	S60 1985	H2 1990	H7 1995	H12 2000
人口(人)	38,430	38,309	36,942	36,140	34,577
勝田町	4,427	4,386	4,244	4,132	3,852
大原町	5,449	5,616	5,436	5,197	4,804
東粟倉村	1,454	1,464	1,443	1,448	1,408
美作町	14,171	14,285	13,713	13,363	13,024
作東町	8,976	8,684	8,407	8,233	7,801
英田町	3,953	3,874	3,699	3,767	3,688
世帯数(世帯)	11,393	11,476	11,450	11,712	11,767
勝田町	1,381	1,405	1,379	1,404	1,362
大原町	1,569	1,619	1,613	1,618	1,585
東粟倉村	419	406	401	412	433
美作町	4,279	4,330	4,362	4,491	4,605
作東町	2,619	2,588	2,565	2,576	2,562
英田町	1,126	1,128	1,130	1,211	1,220

資料：国勢調査

●年齢別人口の比率（平成 12 年）



資料：国勢調査

(2) 土地利用

勝英地域の総面積は、429.19km²で岡山県の約6.0%を占めています。

土地利用は、中国山地や丘陵台地で構成されており、地域の約8割が山林及び原野で覆われています。

農地は、吉野川や梶並川などの河川沿いの開けた平坦地や緩傾斜地などに分布しています。また、市街地や農村集落は、吉野川や梶並川など河川沿いに帯状に形成されています。

(3) 交通条件

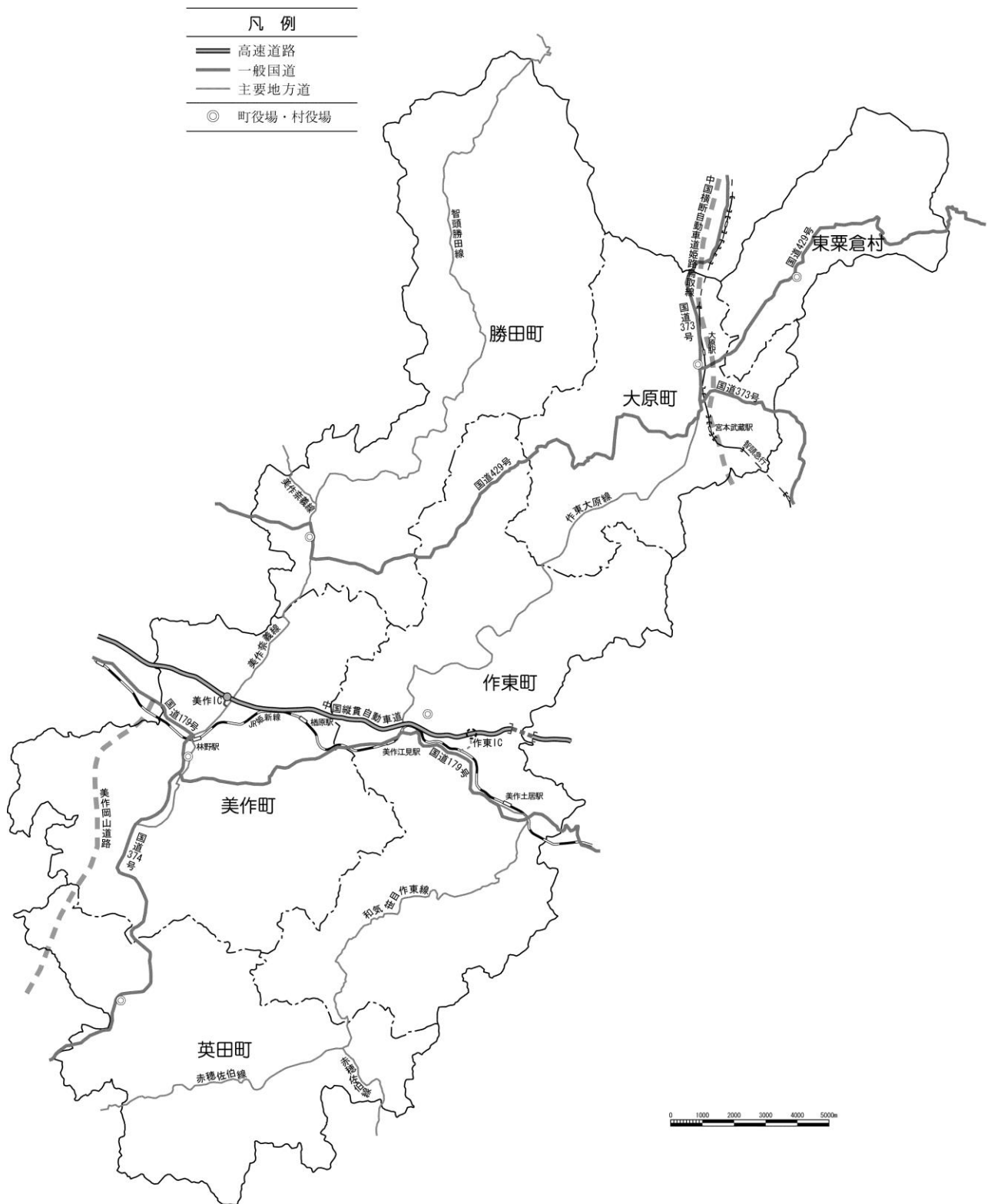
勝英地域は、古くからの交通の要衝でもあることから、周辺の地域とは主要な道路や鉄道で結ばれています。

広域交通である高速道路は、地域の中央部を中国縦貫自動車道が東西に走り、京阪神方面との結びつきを強めています。現在、地域の北東部では中国横断自動車道姫路鳥取線が、南西部では美作岡山道路の建設が進んでおり、将来的に広域交通網の結節点としての機能がより強化されます。

国道は、地域の中央部を東西に横断する国道179号、兵庫県から大原町を経て鳥取県に至る国道373号、国道179号から分岐して美作町・英田町を縦断して備前市に至る国道374号、そして、津山市から勝田町・作東町・大原町・東粟倉村を経て兵庫県に至る国道429号が通じています。

鉄道は、地域の中央部を東西に走るJR姫新線と北東部を南北に走る智頭急行鉄道があり、それぞれ津山や姫路、京阪神や山陰方面を結んでいます。

●道路交通網



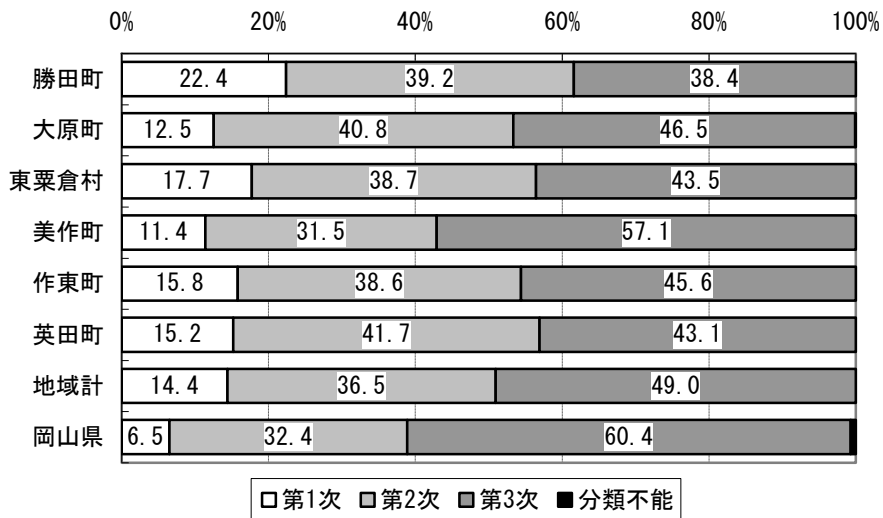
(4) 産業

1) 就業人口

勝英地域の平成12年における産業別就業人口は、第1次産業2,443人(14.4%)、第2次産業6,197人(36.5%)、第3次産業8,313人(49.0%)、分類不能3人の合計16,956人です。

産業別就業人口の割合を岡山県平均と比較すると、第1次産業の割合が約8ポイント程度高くなっています。その一方で、第3次産業の割合は約10ポイント程度低くなっています。

●産業別就業人口



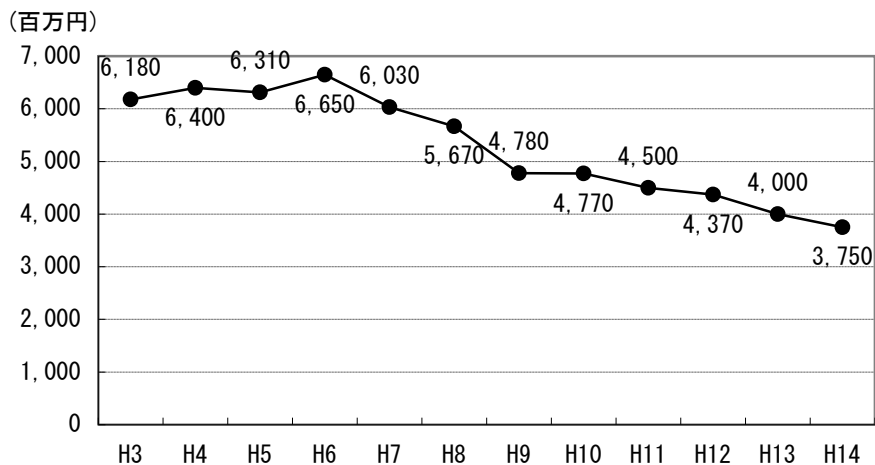
資料：国勢調査

2) 農業

勝英地域の平成14年における生産農業所得統計調査の結果をみると、農業産出額は37億5千万円となっています。

農業産出額は、平成6年の66億5千万円をピークに減少傾向にあり、平成14年は、平成6年に比べて約30億円程度の減少となっています。

●農業産出額の推移



資料：生産農業所得統計調査

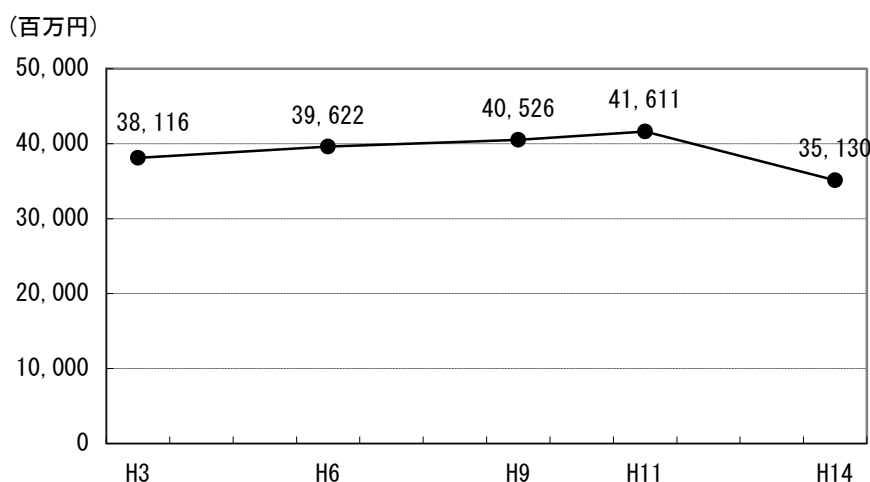
3) 商業

勝英地域の平成 14 年における商業統計調査の結果をみると、年間商品販売額 351 億 3 千万円となっています。

年間商品販売額は、平成 11 年までは増加傾向を示していたものの、平成 14 年には減少に転じています。

なお、店舗面積が 1,000 m²を超える大型店は 4 店舗あり、美作町に集積しています。

●年間商品販売額の推移



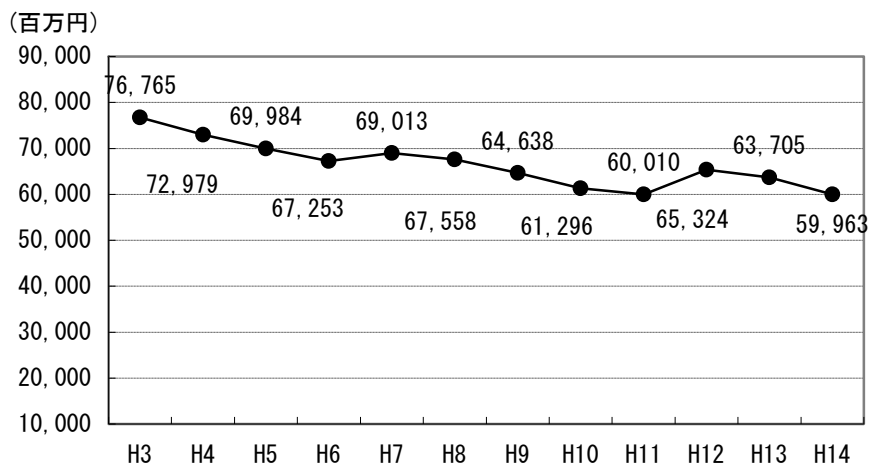
資料：商業統計調査

4) 工業

勝英地域の平成 14 年における工業統計調査の結果をみると、製造品出荷額等 599 億 6 千 3 百万円となっています。

製造品出荷額等は、平成 3 年以降、平成 12、13 年に持ちなおしたものの、全般的には減少傾向を示しています。

●製造品出荷額等の推移



資料：工業統計調査

5) 観光

勝英地域には、全国に知られた温泉地である湯郷があり、近年も観光客数が増加しています。平成14年には、97万2千人の観光客があり、平成11年と比べて6.8%の増加となっています。

それぞれの町村には、宿泊・観光施設、キャンプ場があります。

宿泊施設では、大芦高原温泉雲海や作東バレンタインホテルなどで、平成14年の施設利用者数が平成11年と比べて増加しています。

キャンプ場では、大芦高原キャンプ場で、施設利用者数の増加がみられるものの、それ以外は、減少を示しています。

観光施設では、武蔵資料館が平成14年では大きく増加を示しています。

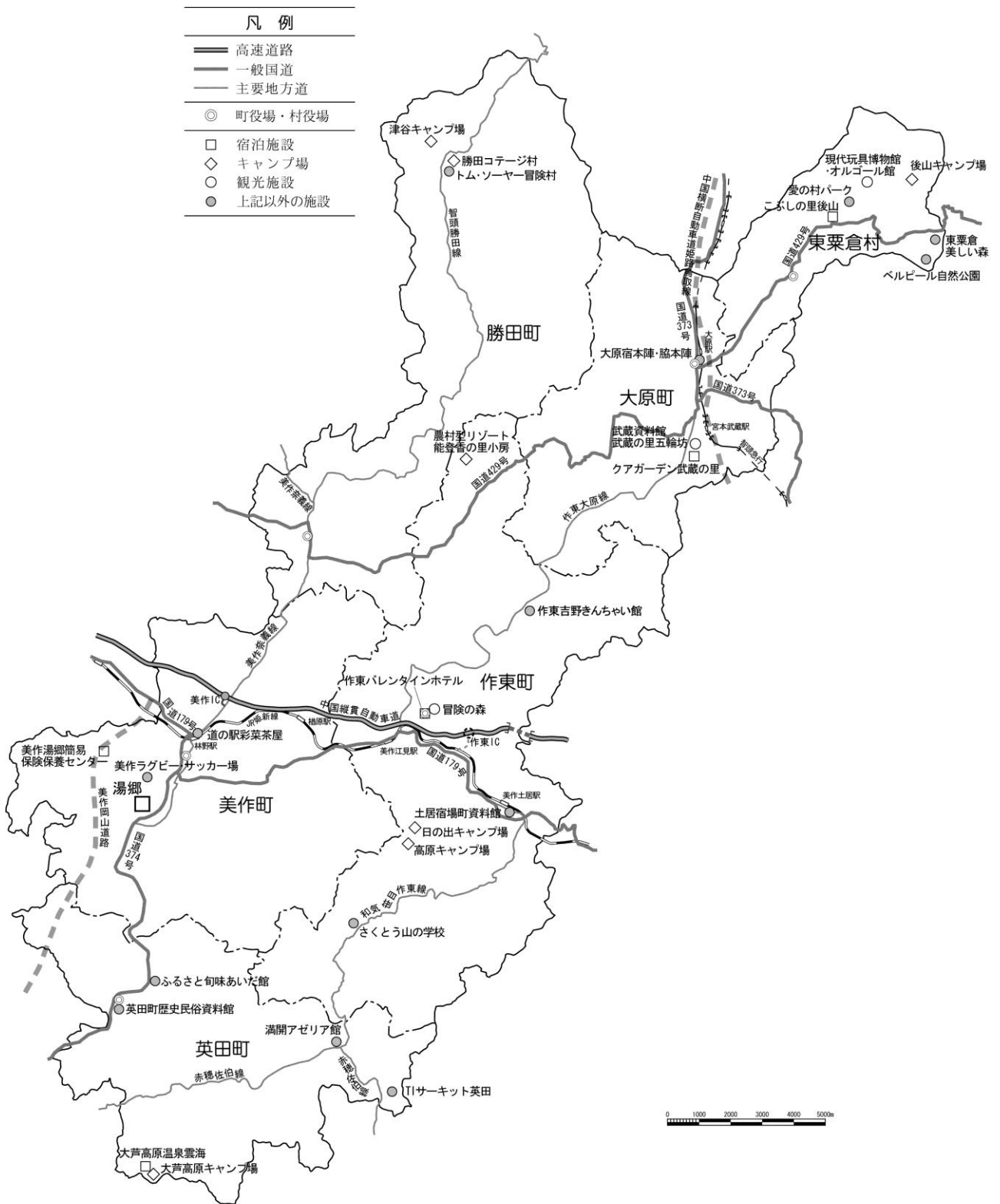
●主な観光地の観光客数、宿泊・観光施設の利用者数及びキャンプ場の入込客数

町村名	観光地名	観光客数(人)		
		平成14年	平成11年	H14/H11(%)
美作町	湯郷	972,000	910,000	106.8

	町村名	施設名	施設利用者数/入込客数(人)		
			平成14年	平成11年	H14/H11(%)
□宿泊施設	大原町	武蔵の里五輪坊	14,643	19,364	75.6
	東粟倉村	こぶしの里後山	7,482	12,995	57.6
	美作町	国民宿舍みまさか荘	16,060	21,056	76.3
		美作湯郷簡易保険保養センター	75,364	65,882	114.4
	作東町	作東バレンタインホテル	35,510	34,284	103.6
	英田町	大芦高原温泉雲海	26,972	9,817	274.7
◇キャンプ場	勝田町	勝田コテージ村	5,492	5,507	99.7
		津谷キャンプ場	2,458	2,463	99.8
	東粟倉村	後山キャンプ場	2,310	4,000	57.8
	作東町	日の出キャンプ場	173	630	27.5
		高原キャンプ場	17	320	5.3
		小房キャンプ場	39	251	15.5
	英田町	大芦高原キャンプ場	7,750	5,560	139.4
○観光施設	大原町	武蔵資料館	126,721	33,639	376.7
		クアガーデン武蔵の里	91,217	105,627	86.4
	東粟倉村	現代玩具博物館・オルゴール館	30,179	31,986	94.4
	美作町	湯郷鶯温泉館	312,285	274,365	113.8
	作東町	冒険の森	9,212	13,270	69.4

資料：岡山県観光客動態調査報告書

●主な宿泊・観光施設、キャンプ場の分布図



第三章 主要指標の見通し

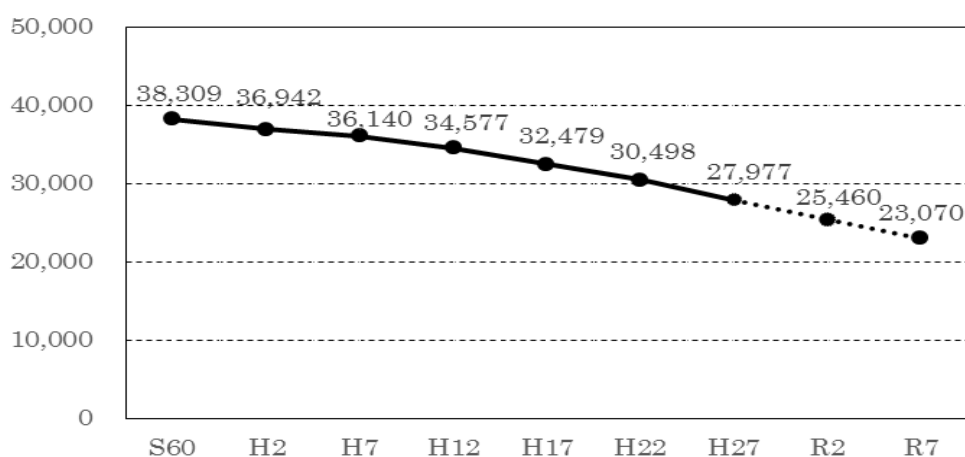
1. 人口の見通し

新市の推計人口は、「日本の地域別将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）によると、平成12年の34,577人から令和7年（2025年）には23,070人になると推計されています。

新市の誕生により知名度やイメージアップとともに、保健・医療・福祉に関する施策の充実、子育て支援策の展開、企業誘致による就業の場の確保、UJIターンの支援など定住につながる施策を積極的に進めていきます。

●総人口の見通し

(人)



年齢3階級別人口については、構成比で見ると、年少人口は約4ポイント、生産年齢人口は約9ポイント低下し、老年人口が約13ポイント上昇すると想定されます。

●年齢3階級別人口の見通し

	実績値							推計値	
	S60 1985	H2 1990	H7 1995	H12 2000	H17 2005	H22 2010	H27 2015	R2 2020	R7 2025
総人口 (人)	38,309	36,942	36,140	34,577	32,479	30,498	27,977	25,460	23,070
0～14歳 (人)	7,025	6,237	5,488	4,666	3,904	3,515	3,041	2,616	2,217
年少人口 (%)	18.3	16.9	15.2	13.5	12.0	11.5	10.9	10.3	9.6
15～64歳 (人)	23,524	22,049	20,611	19,143	17,637	16,240	14,040	12,180	10,676
生産年齢人口 (%)	61.4	59.7	57.0	55.4	54.3	53.3	50.2	47.8	46.3
65歳以上 (人)	7,760	8,656	10,041	10,768	10,938	10,743	10,896	10,664	10,177
老年人口 (%)	20.3	23.4	27.8	31.1	33.7	35.2	38.9	41.9	44.1

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

2. 世帯数の見通し

1 世帯当たりの人員は、今後さらに核家族化が進展し、20 年後では 2.17 人/世帯へと減少するものと想定されます。世帯数の見通しは、総人口と 1 世帯当たりの人員の見通しから、10,623 世帯と想定されます。

●世帯数の見通し

	実績値							推計値	
	S60 1985	H2 1990	H7 1995	H12 2000	H17 2005	H22 2010	H27 2015	R2 2020	R7 2025
総人口 (人)	38,309	36,942	36,140	34,577	32,479	30,498	27,977	25,460	23,070
世帯数 (世帯)	11,476	11,450	11,712	11,767	11,608	11,205	10,881	10,809	10,623
世帯人員 (人/世帯)	3.34	3.23	3.09	2.94	2.80	2.72	2.57	2.36	2.17

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

3. 就業人口の見通し

産業大分類別の就業人口については、以下のとおり想定されます。

●産業大分類別の就業人口の見通し

	実績値							推計値		
	S 6 0 1985	H2 1990	H7 1995	H12 2000	H17 2005	H22 2010	H27 2015	R2 2020	R7 2025	
総人口 (人)	38,309	36,942	36,140	34,577	32,479	30,498	27,977	25,460	23,070	
就業人口 (人)	20,329	19,193	18,689	16,956	15,465	13,687	13,690	11,876	10,410	
就業人口比率 (%)	53.1	52.0	51.7	49.0	47.6	44.9	48.9	46.6	45.1	
就業人口内訳	第 1 次 産 業 (人)	4,512	3,445	3,175	2,443	2,241	1,666	1,972	1,710	1,499
	(%)	22.2	17.9	17.0	14.4	14.5	12.2	14.4	14.4	14.4
	第 2 次 産 業 (人)	7,696	7,627	7,064	6,197	5,127	4,178	4,078	3,274	2,637
	(%)	37.9	39.7	37.8	36.5	33.2	30.5	29.8	27.6	25.3
	第 3 次 産 業 (人)	8,116	8,114	8,447	8,313	8,075	7,650	7,493	6,722	6,090
	(%)	39.9	42.3	45.2	49.0	52.2	55.9	54.7	56.6	58.5
分類不能 (人)	5	7	3	3	22	193	147	170	184	

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

第Ⅳ章 新市建設計画の基本方針

1. 基本理念

新市は、豊かな自然や地域の個性をさらに磨くことで、地域の魅力を高め、住民が心豊かに誇りを持って暮らせる、夢と愛に満ちあふれた、人が輝くまちを目指します。

そのためには、地域の人材交流や固有資源、産業の連携を図り、住んでいる人は住み続け、訪れる人はまた来たくなる、そんな真の豊かさを実感できるまちづくりを進めます。

これにより、新市のまちづくりの基本理念を次のように設定します。

人・自然・暮らし 輝く 元気なまち
～真の豊かさを求める愛の美作市～

2. 新市の将来像

地域の個性を生かした
活力のあるまちづくり

《産業・観光》

農林業、工業、商業、観光が連携した産業振興策を強化するとともに、自然環境や広域交通網などの地域特性を生かした活力のあるまちづくりを進めます。また、新市を訪れる人に心地よい満足感や癒しを提供し、再び訪れたいと思えるまちを目指します。

すべての人が
安心して暮らせるまちづくり

《保健・医療・福祉》

互いに支えあい、安心して暮らせる環境づくりと家庭や職場、身近な地域での健康づくりと生きがいをいづくりに取り組み、笑顔でいきいきと暮らせるまちを目指します。

地域を愛する心を育て
新たな文化を創造する
まちづくり

《教育・文化》

歴史・伝統・地域文化の継承と既存の施設・資源を活用して、新たな暮らしの文化を創造するとともに、心豊かな人づくりを行い、教育環境・文化活動の充実したまちを目指します。

環境と共生した
快適なまちづくり

《生活環境》

水と緑の環境を生かした、ゆとりと落ちつきのある総合的な生活環境整備を進めます。また、定住・交流基盤の整備や生活基盤の充実を図り、快適に暮らせるまちを目指します。

みんなで築く
協働のまちづくり

《住民・コミュニティ、行財政》

行財政運営の効率化を進め、自立した住民による主体的なまちづくりと行政の行き届いた生活サービスやコミュニティ活動への支援により、住民と行政による協働のまちを目指します。

3. 地域別整備の方針

新市においては、中国縦貫自動車道をはじめ建設中の中国横断自動車道姫路鳥取線、美作岡山道路、JR姫新線及び智頭急行鉄道による「広域連携」と新市内の国道・県道を主体とする「地域連携」を連携の骨格として位置づけることにより、地域内外の交流を促進させていきます。また、旧町村の役場周辺は、今後も住民の生活環境の向上と地域の活性化と交流を支える拠点として位置づけます。

新市は、「2つの連携」と「6つの拠点」を活用することで、お互いに連携を図り、一層交流を深めていくことで、さらに地域の個性を発揮する一体的なまちづくりを進めていきます。

2つの
連携

○広域連携

東西及び南北に走る広域交通網や公共交通により人とモノの流れを活性化させ、新市と京阪神や鳥取・広島方面、岡山県内外との広域交流を促進していきます。

○地域連携

新市の拠点や地域固有の資源を結び、地域内の生活の利便性や機能強化を図り、相互交流を促進していきます。

6つの
拠点

旧町村の役場周辺は、公共施設や鉄道駅などの既存施設を有効に生かすことで、住民の利便性やサービスを向上させ、地域の活性化と交流を促進していきます。

新市は、これらの6つの拠点を持つ多極ネットワーク型都市として機能強化を図り、あらゆる状況の変化に柔軟に対応できる都市の形成を目指します。

地域別
整備の
方針

○豊かな自然環境に恵まれた中山間地域

①豊かな自然環境や歴史的遺産を保全・活用するとともに、農林産物や多様な観光・レクリエーション資源、農村型リゾートを生かして、地域の活性化や都市との交流を促進していきます。

②中国横断自動車道姫路鳥取線の整備による広域交通網の利便性を生かすなど、京阪神や鳥取方面からの集客・交流に努めます。

○比較的地形が緩やかな田園地域

①既存施設の連携を強化し、有効活用することにより、観光・交流機能を充実させ、農業・観光・レクリエーションが一体となったまちづくりを進めていきます。

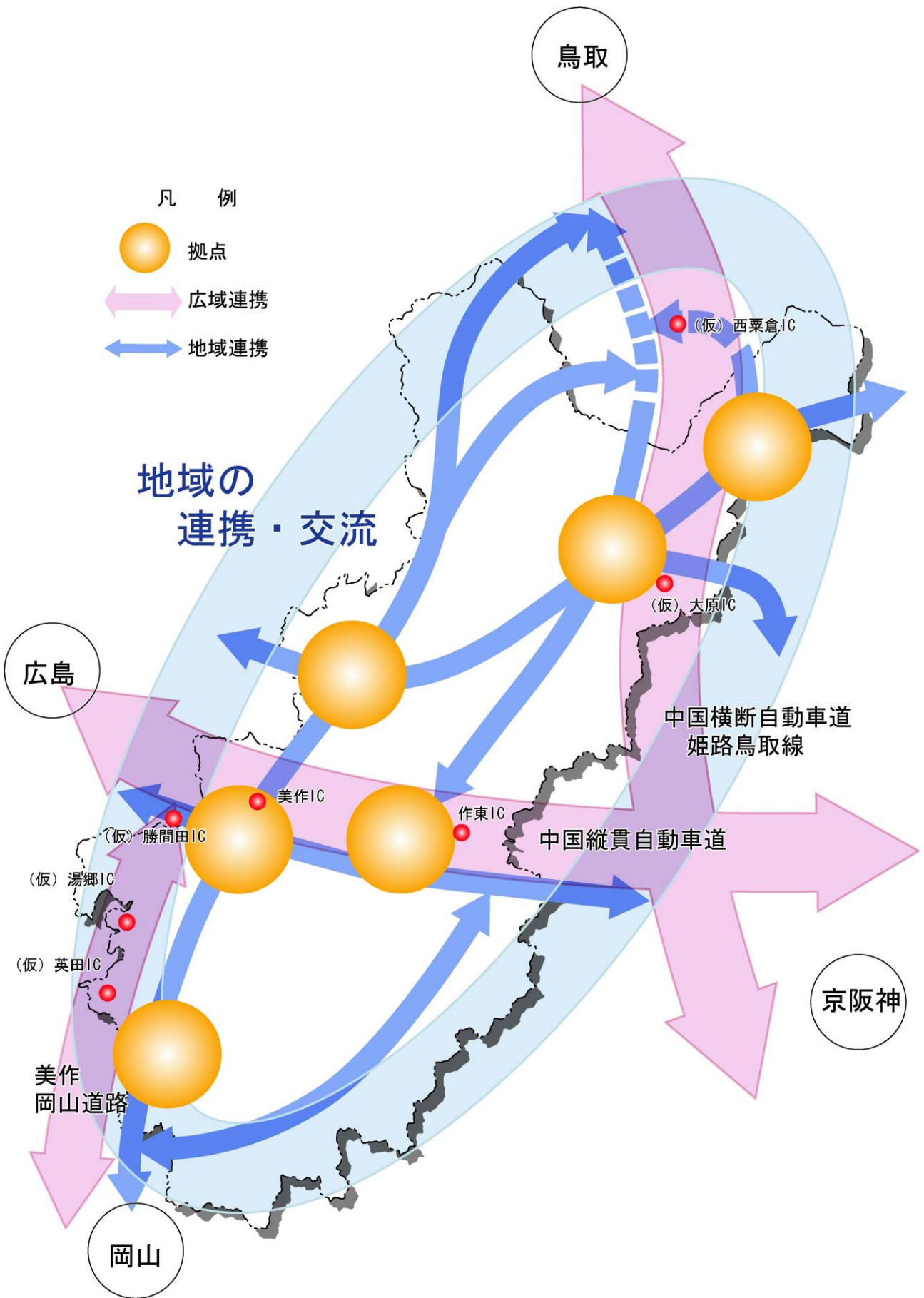
②人口の減少、高齢化の進行を踏まえ、若者の定住など地域の活性化と高齢者福祉などに配慮して整備を進めていきます。

○都市的機能が集積する都市地域

①行政機関、教育機関や工業団地等の集積を生かし、「職・住・遊・学」などの機能を備えた質の高い整備を進め、岡山県北東部の拠点都市を形成します。

②うるおいのある魅力的な市街地の形成を図るとともに、中国縦貫自動車道、美作岡山道路を生かした企業の誘致を進めていきます。

●新市の将来イメージ図●



第V章 新市の主要施策

1. 施策の大綱

《基本理念》

人・自然・暮らし
輝く 元気なまち
真の豊かさを求める愛の美作市

《新市の将来像》

地域の個性を生かした
活力のあるまちづくり
《産業・観光》

すべての人が
安心して暮らせるまちづくり
《保健・医療・福祉》

地域を愛する心を育て
新たな文化を創造する
まちづくり
《教育・文化》

環境と共生した
快適なまちづくり
《生活環境》

みんなで築く
協働のまちづくり
《住民・コミュニティ、行財政》

《主要施策》

- ・農林業の振興
- ・商工業の振興
- ・観光の振興
- ・雇用の創出

- ・健康づくりの推進
- ・地域福祉の充実
- ・医療体制の充実
- ・高齢者福祉、障害者(児)福祉の充実
- ・子育て支援の充実

- ・歴史・伝統・地域文化の振興
- ・スポーツ活動の振興
- ・学校教育の充実
- ・生涯学習・社会教育の推進

- ・計画的な土地利用の推進
- ・自然環境・歴史的景観の保全・活用
- ・循環型社会の構築
- ・住環境の整備・充実
- ・交通ネットワークの整備
- ・情報ネットワークの整備
- ・生活安全性の向上

- ・住民主体のまちづくりと地域コミュニティ活動の推進
- ・交流の推進
- ・人権尊重社会の確立・男女共同参画の推進
- ・効率的な行財政運営

2. 施策の内容

(1) 地域の個性を生かした活力のあるまちづくり（産業・観光）

1) 農林業の振興

自立した農業の確立や経営の安定化を図るために、後継者の育成と新たな担い手の確保などを行うとともに、経営規模の拡大と合理化を図るため、農作業の受委託、農地の流動化を促進し、担い手へ農地の集積を図ります。また、地域の農地を保全し、効率的な営農を展開するために、集落営農の推進を図るとともに、農地保有合理化法人[※]の設立と農業特区の活用など、生産者と農業関係機関・団体との連携強化に努めます。

農道、用排水路、ため池などの生産基盤の整備、農業集落排水などの生活環境の整備を進め、総合的な農村環境整備を進めます。一方、農村・農業が有する多面的機能を生かすために、優良農地を積極的に保全します。

農薬などを低減した農法を取り入れるなど、自然環境に配慮した農業生産を進めることで、農産物に付加価値を与えると同時に、新市をブランド化した特産品づくりを目指します。

さらに、生産と加工、流通・販売を結びつけた6次産業化[※]の推進、学校給食や医療・福祉施設などへの食材供給による地産地消[※]、インターネットなどを利用した契約栽培・販売などを進め、併せて雇用の創出と拡大を図ります。

自然環境などを活用した観光との連携や生産者と消費者との交流を通じて、都市と農村との交流を図り、体験型農業への転換を進めます。

林業については、林道や製材施設などの生産基盤の整備や松くい虫の防除、間伐・枝打ちなどの保育作業の推進を行い、水源かん養や国土・環境の保全など森林が有する公益的機能[※]の向上を図ります。

2) 商工業の振興

商工会などと連携し、後継者の育成、空き家や空き店舗の活用により、魅力ある個性的な店づくりや地域に密着した商店の育成を支援します。また、既存の商店との共存を図りながら、商業施設の集積などによるにぎわいの創出に努めます。

さらに、女性や高齢者の能力・経験を生かした新産業の掘り起こしを行い、コミュニティビジネス[※]などの新規起業への取り組みを支援します。

地域の活力を向上させていくために、広域交通網の整備とあわせた幹線道路の整備により、優良企業の誘致や地場産業の振興などを促進し、雇用の創出と拡大を図ります。

※農地保有合理化法人：農用地等の権利移動に直接介入することにより、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を図ることを目的とする公的団体のこと。

※6次産業化：本来の第1次産業としての農林水産業に加えて、加工（第2次産業）、流通、観光、サービス（第3次産業）を加えた農林水産業の総合産業化のこと。

※地産地消：地域で生産された農林水産物を、その地域で消費すること。

※森林が有する公益的機能：森林の有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の様々な機能のこと。

※コミュニティビジネス：住民自らが地域のニーズや課題を解決するために、ビジネス手法を使って地域に貢献していく公益性の高い事業のこと。

3) 観光の振興

各地域に存在する観光資源や観光イベントなどを、交通網や情報網でネットワーク化するとともに、滞留性の高い周遊型観光への転換を進め、観光型・体験型農業の導入や観光施設の整備・充実を図ります。

「湯郷温泉」をはじめとする観光地の知名度、氷ノ山後山那岐山国定公園が有する豊かな自然環境を最大限に生かし、新市の農林業や商工業との連携、京阪神や周辺市町村との交流など、「もてなしの心」にあふれたグリーンツーリズム[※]を展開し、県内外から訪れたいくなるオンリーワンのまちを目指します。

これら観光に関する情報は、パンフレットやインターネットなどを通じて、国内外に広く発信していきます。

4) 雇用の創出

若年者から高齢者まで幅広い層において、就業の場と機会が得られるよう、農林業、商工業、観光などの振興を通じた雇用の拡大、優良企業の誘致や新産業の創出支援などによる雇用の創出に努めます。

また、美作公共職業安定所（ハローワーク）や関係機関などとの連携により、派遣社員、パート労働など多種多様な求職者に応じた雇用情報の提供、U J I ターン希望者への情報提供、職業能力の向上などを支援します。

新産業の創出や起業化支援のために、商工会などとの連携により、情報提供や融資制度など支援の充実を図ります。

※グリーンツーリズム：自然豊かな農山村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

主要施策	主要事業
農林業の振興	○後継者の育成と新たな担い手の確保
	○集落営農の推進
	○農地保有合理化法人の設立と農業特区の活用
	○農業生産基盤の整備
	○優良農地の保全及び流動化の促進
	○特産品づくりと6次産業化・地産地消の推進
	○高付加価値型農林業の推進
	○林業生産基盤の整備
	○森林の適正管理と公益機能の強化
	○中山間地域総合整備事業 【県事業を含む】
商工業の振興	○中心市街地の活性化と商店街の振興
	○コミュニティビジネスなど新規起業への支援
	○企業誘致の推進と雇用の創出
	○中小企業と地場産業の振興と雇用の拡大
観光の振興	○一体的な観光イベントの開催
	○観光資源のネットワーク化
	○観光施設の整備・充実
	○グリーンツーリズムの推進
雇用の創出	○各産業の振興による雇用の拡大
	○企業誘致・新産業創出支援による雇用の創出
	○就業支援体制の連携・強化
	○多種多様な求職者に応じた雇用情報の提供
	○U J I ターン希望者への情報提供
	○起業化支援施策の充実

(2) すべての人が安心して暮らせるまちづくり（保健・医療・福祉）

1) 健康づくりの推進

健康日本 21 計画[※]の市町村計画を策定し、子供からお年寄りまで全ての人の健康寿命の延伸等を図るため、生活習慣の改善、各種検診や健康相談の実施など、疾病予防を中心とした健康づくりを推進していきます。

また、保健福祉施設の整備・充実を図るとともに、健康づくりの活動支援、健康づくりリーダーの養成、相談・指導を積極的に推進し、健康増進への取り組みを展開します。

2) 地域福祉の充実

新市においては、福祉事務所を設置し、地域福祉計画を策定するとともに、保健・福祉・医療の連携を強化して、きめ細かな福祉サービスの充実を図ります。

また、地域や住民が相互に支えあう福祉ネットワークづくり、ボランティアやNPO[※]の育成・支援に取り組むとともに、地域福祉施設の整備・充実に努めます。

3) 医療体制の充実

質の高い医療サービスの提供を受けられるように、地域の身近な医療機関と近隣市の高度医療機関との連携や医療施設の整備・充実を図ります。また、かかりつけ医や在宅医療など、住民ニーズに応じた救急医療を含む医療体制づくりに努めます。

また、高齢化の進展等に対応するため、看護師・リハビリテーション専門職・介護福祉士等の確保に努めます。そのために、看護・介護等専門職養成専修学校の誘致を促進します。

4) 高齢者福祉、障害者(児)福祉の充実

高齢者や障害者(児)が健康で安心して暮らせるように、住民、ホームヘルパー、福祉施設などとのネットワークづくりを進め、地域社会全体で高齢者を支えられる体制や仕組みづくりに努めます。

また、共同生活型の集合住宅など、高齢者福祉施設の整備・充実に努めるとともに、在宅福祉サービスや施設サービスの充実に努めます。

さらに、高齢者の健康づくりや介護予防事業の取り組みを推進するとともに、高齢者の生きがいづくりとして、地域内の交流や社会参加の促進などを行います。

障害者(児)福祉については、住み慣れた地域で自立し、誇りを持って生活できるような体制や仕組みづくりに努めます。

ノーマライゼーション[※]の理念の周知や意識の啓発などに取り組むとともに、ハード面においては、道路や公共施設などのユニバーサルデザイン[※]を推進していきます。

※健康日本 21 計画：健康寿命の延伸等を実現するために、2010 年度を目途とした具体的な目標等を提示すること等により、健康に関連する全ての関係機関・団体等をはじめとして、国民が一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進し、国民各層の自由な意思決定に基づく健康づくりに関する意識の向上及び取り組みを促そうとするもの。

※NPO：NPO (Non-Profit Organization) は、民間非営利活動組織の略。利益を上げることが目的としない、公益的活動を行う民間団体。

※ノーマライゼーション：高齢者や障害者などが特別視されることもなく、ごく普通に生活できる社会を実現していく考え方。

※ユニバーサルデザイン：人々が持つ様々な特性や違いを超えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすい環境・建物・製品をデザインする考え方。

5) 子育て支援の充実

急速に進む少子化の中で、次世代育成支援対策行動計画に基づき、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進めます。

多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育、一時保育、休日保育、障害児保育、放課後児童クラブなどの充実を図るとともに、保育施設の整備・充実に努めます。

また、育児相談や子育てに関する情報の提供、子育てサークルの育成など総合的な子育て支援を推進します。さらに、乳幼児等の健康保持・増進のため、義務教育終了時まで医療費の無料化を実施します。

主要施策	主要事業
健康づくりの推進	○健康日本21市町村計画の策定
	○保健福祉施設の整備・充実
	○健康づくり事業の推進
	○健康教育・健康相談の充実
	○各種予防事業の拡充
地域福祉の充実	○福祉事務所の設置
	○地域福祉計画の策定
	○保健・医療・福祉の連携の強化
	○福祉サービスの充実
	○地域福祉施設の整備・充実
医療体制の充実	○医療サービスの充実
	○医療施設の整備・充実
	○医療体制の充実・強化
	○看護・介護等専門職養成専修学校の誘致促進
高齢者福祉、障害者(児)福祉の充実	○高齢者福祉サービスの充実
	○高齢者福祉施設の整備・充実
	○在宅福祉・施設サービスの充実
	○老人保健福祉計画・介護保険事業計画の策定
	○介護予防・生きがい活動支援事業の推進
	○家族介護支援事業の推進
	○障害者福祉計画の策定
	○障害者(児)に対する体制と仕組みの充実
	○公共的施設等のバリアフリー化の推進
	○ユニバーサルデザインの推進
子育て支援の充実	○次世代育成支援対策行動計画の推進
	○保育サービス・放課後児童クラブの充実
	○子育て相談体制の充実
	○保育施設の整備・充実
	○義務教育終了までの乳幼児等医療費の無料化

(3) 地域を愛する心を育て新たな文化を創造するまちづくり（教育・文化）

1) 歴史・伝統・地域文化の振興

既存の文化施設の有効利用や施設の充実を行うとともに、歴史や芸術・文化にふれる機会の提供など、住民の自主的、創造的な文化活動への参加を支援します。

また、伝統芸能や行事・祭事、歴史的・文化的資源を保存し、後世へ継承していきます。

これら新市固有の歴史的・文化的資源を、インターネットなどを通じて国内外へ広く情報発信するとともに、観光振興と連携した取り組みを進めます。

2) スポーツ活動の振興

グラウンドや体育館などのスポーツ施設の整備・改修を進めるとともに、各地域の施設相互のネットワーク化を図ることで、全ての人がスポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。

また、スポーツイベントの開催による交流機会の拡大、総合型地域スポーツクラブ[※]への支援、指導者の養成と指導力の向上などを行い、生涯スポーツ環境の充実に努めます。

3) 学校教育の充実

学校教育については、家庭・学校・地域・企業・行政が一体となって、新市の特性を生かした体験学習の実施や、高度情報化や国際化、福祉社会といった新しい時代にも対応できる教育内容や教育施設の充実を図ります。

また、児童・生徒数の減少が進むなかで、地域の実情に応じた通学手段の確保や柔軟な教育・指導体制の充実を図るとともに、幼児教育の充実に努めます。

あわせて、特別支援学校の設置に向けて、調査検討を進めます。

4) 生涯学習・社会教育の推進

住民ニーズの多様化・高度化やライフスタイルの変化などに対応するため、行政、学校、民間などが連携して、学習プログラムの開発や内容の充実、人材の育成・活用、指導者の育成などに努めます。いつでも、どこでも、誰でもが学習できる機会が得られ、地域に対する誇りや愛着を持って生きがいのある人生を送ることができるよう生涯学習の充実に取り組みます。

また、各地域の公民館や学校などの公共施設を活用した学習の場の整備・充実、学習情報の共有化・提供などを進め、生涯学習機会の充実に努めます。

青少年の非行、不登校、ひきこもりなど様々な問題解決のためにも、豊かな感性や地域に対する誇り・愛着、生きる力などを醸成し、心身ともに健全な青少年を育成します。また、青少年の社会参加、自主的活動へのきっかけづくりや活動支援体制づくりなどを進めます。

※総合型地域スポーツクラブ：地域の誰もが参加でき、生涯を通じて継続的にスポーツを楽しめる、地域に根ざした自主運営型・複合型のスポーツクラブのこと。

主要施策	主要事業
歴史・伝統・地域文化の振興	○歴史的・文化的資源などの保存と継承
	○歴史・伝統・地域文化に関する情報の発信
スポーツ活動の振興	○スポーツ施設の整備・改修
	○スポーツ活動の支援、体制の整備
	○スポーツイベントの開催
	○総合型地域スポーツクラブの設立
学校教育の充実	○教育内容の整備・充実
	○学校教育施設の整備・更新
	○特色ある学校づくりの推進
	○教育相談体制の充実
	○就学支援の充実
	○特別支援学校の設置
生涯学習・社会教育の推進	○人材の育成・活用システムづくり
	○青少年の健全育成の推進
	○生涯学習機会の充実
	○社会教育施設の整備・充実

(4) 環境と共生した快適なまちづくり（生活環境）

1) 計画的な土地利用の推進

岡山県北東部の拠点都市にふさわしい魅力あふれる都市として整備・充実を図るとともに、歴史的環境や農村景観、自然環境を保全・活用し、地域の均衡ある発展を支える計画的な土地利用を推進します。

農業振興地域や森林地域、自然公園地域の保全・活用を進めるとともに、国土利用計画や農業振興地域整備計画、都市計画の策定など、土地利用に係る計画の見直しを行い、総合的な土地利用を推進します。

2) 自然環境・歴史的景観の保全・活用

水ノ山後山那岐山国定公園に代表される水と緑の豊かな自然環境や景観は、新市の大切な資源であり、生活面や産業面での利・活用を進めるとともに、後世に継承していくために、保全に努めます。また、歴史的風土や美しいまち並み、農村景観の保全と活用を推進します。

吉野川、梶並川などを中心に、水辺の生態系や親水性に配慮した公園の整備など、自然環境の保全及び創出に努めます。

3) 循環型社会の構築

ごみの分別収集の徹底や減量化、資源ごみのリサイクルや再利用を積極的に進め、循環型社会の構築を目指します。ごみ処理については、一般廃棄物処理計画に従い、公共処理施設での適正な処理を行います。

また、省資源・省エネルギー運動を展開するとともに、新エネルギービジョン※の策定や新エネルギー導入の検討を行い、地球にやさしい持続可能な社会への取り組みを展開します。

4) 住環境の整備・充実

若者や高齢者世帯など、多様化する居住形態やニーズに対応するため、良質な住宅地の供給や公営住宅の整備・充実に努めます。

水道については、水の安定供給や安全性の確保のため、供給施設の整備・更新とともに、住民の節水意識の高揚を図ります。

良好な生活環境の形成と水質保全のために、地域の実情に応じた公共下水道や農業集落排水の整備推進、合併処理浄化槽の設置促進を図るとともに、し尿・浄化槽汚泥の処理については、一般廃棄物処理計画に従い、適正な処理を行います。

また、住民の墓地需要に対応するため、周辺環境とも調和した公共墓地の整備や既存の墓地・墓園の維持管理に努めます。

※新エネルギービジョン：地域特性を活かしながら、地域内に新エネルギーの導入促進を図るための基本的方針となるもの。

5) 交通ネットワークの整備

中国横断自動車道姫路鳥取線、美作岡山道路、国道 179 号、国道 373 号、国道 374 号及び国道 429 号の整備促進により、京阪神及び隣接市町村との連絡性の向上に努めます。

地域の内外を結ぶ県道については、拡幅や交通安全施設などの整備等を促進します。

また、日常生活の利便性や安全性の確保に配慮した生活道路の整備を推進します。

バスや鉄道など公共交通については、住民の日常生活における重要な足であるとともに、観光客の主要な交通手段であることから、今後とも利用促進を図り、その維持、サービスの向上及び機能の強化を促進します。

6) 情報ネットワークの整備

行政と住民との情報の共有化やサービスのネットワーク化を進めるために、光ファイバーなどの情報通信基盤の整備・充実に努めます。

地上デジタル放送^{*}、双方向通信などの住民の高度情報化ニーズに対応した情報通信環境の整備を図ります。

また、情報通信網を活用して、観光をはじめとする産業、教育、医療・福祉、行政など総合的な情報システムの導入や新市の歴史、伝統文化などの情報を発信します。

7) 生活安全性の向上

消防・救急・防災については、消防防災施設・設備の整備・充実、常備消防と消防団の連携強化、救急・救命体制の充実を図るとともに、地域防災計画の見直しを進め、住民の連携意識に基づく自主防災組織の育成・強化に努めます。

また、特に危険性のある箇所については、ハザードマップを作成するなど広く周知を図るとともに、治山・治水対策事業などを計画的に進めます。

生活安全については、警察や関係機関との協力により、地域ぐるみの防犯協力体制の充実・強化に努めます。

さらに、子どもやお年寄りなどが安全に通行できるよう、防犯灯や交通安全施設等の整備を推進するとともに、交通安全教室の開催等による交通安全意識の高揚を図り、事故の起こりにくい環境づくりを進めます。

^{*}地上デジタル放送：現行のテレビ放送と同様、地上の電波を利用する放送のこと。現在のアナログ方式より格段に画質が向上するほか、移動中でも映像が乱れにくいといった利点がある。

主要施策	主要事業
計画的な土地利用の推進	○ 県北東部の拠点都市にふさわしい市街地整備の推進
	○ 国土利用計画の策定
	○ 農業振興地域整備計画の策定
	○ 都市計画の策定
自然環境・歴史的景観の保全・活用	○ 景観の保全・整備
	○ 自然公園・親水公園等の整備
循環型社会の構築	○ ごみの減量化とリサイクルの推進
	○ 環境美化活動の推進
	○ ごみの不法投棄防止対策の充実
	○ 省資源・省エネルギー運動の推進
	○ 新エネルギー導入の検討
住環境の整備・充実	○ 良質な住宅地の供給
	○ 公営住宅の整備・充実
	○ 若年層やU J I ターン者の定住促進
	○ 斎場の整備・充実
	○ 水道施設の整備・更新
	○ 公共下水道及び農業集落排水施設の整備
	○ 合併処理浄化槽の設置推進
交通ネットワークの整備	○ 姫路鳥取線の整備要望
	○ 基幹道路網の整備 【県事業】 (国道 429 号改良事業、美作岡山道路建設事業、県道榎村金屋線改良事業、県道吉ヶ原美作線改良事業、国道 374 号交通安全施設整備事業、県道作東大原線交通安全施設整備事業)
	○ 市道・集落道の整備
	○ 公共交通の維持・充実、利用促進
	○ コミュニティバスの運行
情報ネットワークの整備	○ 情報通信網の整備
	○ 情報通信環境の整備
生活安全性の向上	○ 消防防災施設・設備の整備・充実
	○ 地域防災計画の見直し
	○ 治山治水対策の推進 【県事業を含む】
	○ 河川整備の推進 【県事業を含む】
	○ 砂防事業の推進 【県事業】
	○ 急傾斜地崩壊対策事業の推進 【県事業】
	○ 地すべり対策事業 【県事業】
	○ 農業用河川工作物応急対策事業 【県事業】
	○ 防犯協力体制の充実・強化
	○ 交通安全施設と環境の整備・充実
	○ 除雪対策の充実
	○ 自主防災組織の育成・強化

(5) みんなで築く協働のまちづくり（住民・コミュニティ、行財政）

1) 住民主体のまちづくりと地域コミュニティ活動の推進

住民一人ひとりが地域社会の中で輝き、元気に暮らせるよう、自助・共助・公助の理念※に基づき、住民と行政の協働による住民主体のまちづくりを推進します。

今後のまちづくりは、住民の行政への主体的な参画とともに、住民の意見を行政に反映させる仕組みづくりを進め、地域をリードする人材の養成やボランティア組織、NPOなどの育成を支援します。

地域のコミュニティ※活動を維持・育成させていくために、コミュニティ施設の整備・改修を進めるとともに、まちづくりの担い手の育成と組織づくりを推進します。

また、地区公民館などの公共施設を住民活動の場として積極的に開放するとともに、組織のネットワーク化に努めます。

2) 交流の推進

住民の一体感の醸成に向けて、文化やスポーツなどを通じた交流活動をはじめ、既存の祭りを生かしたイベントや住民相互のつながりを深める新たなイベントを実施していくなど、地域内外の交流を活発化させます。

また、友好・姉妹都市提携の促進、各種国際交流活動を推進するとともに、暖かい気持ちで人を迎える「もてなしの心」を醸成し、様々な交流機会を提供できるまちづくりを進めます。さらに、国際化に対応できる人材の育成や新市の魅力のPR、情報発信に努めます。

3) 人権尊重社会の確立・男女共同参画の推進

住民が人権問題を自らの課題として積極的に取り組むことができるよう、関係機関との連携のもと、人権教育や啓発活動を推進し、人権意識の高揚を図ります。

男女が相互に理解し合い、社会のあらゆる分野に共同で参画し、男女がともに個性と能力を発揮する男女共同参画を推進するために、啓発活動を行い、平等意識の高揚を図るとともに、働く女性の就業環境や労働条件の向上に努めます。

※自助・共助・公助の理念：個人の尊厳を最大限に尊重し、住民自身やコミュニティなどの小さな単位でできることはそれら小さな単位の自助・共助に任せ、自治体や国などが介入すべきではなく、小さな単位では解決不可能あるいは非効率なもののみを自治体や国などの大きな単位が行う（公助）という考え方。

※コミュニティ：住民が共同体の意識を持って生活を営む一定の地域、あるいはその人々の集団。また、地域社会、共同体のこと。

4) 効率的な行財政運営

厳しい財政状況の中、本計画の実現に向けて事業を計画的に推進するため、行財政改革大綱を策定し、行政の効率性や透明性をより高め、効率的な行政運営と健全な財政運営に努めるとともに、地方分権の推進や多様な住民のニーズに的確に対応します。そのため、国、県や関係機関と協調するとともに、周辺自治体や一部事務組合などとの機能分担と相互補完により、地域の一体的な発展に努めます。

行政情報通信基盤を整備し、行政の情報化を進めるとともに、広報や公聴活動の充実などにより情報公開を推進し、必要な情報の提供や共有化に努めます。

簡素で効率的な行政組織・機構を確立するため、定員適正化計画を策定し、職員定数の削減を図るとともに、能力主義に基づく適材適所の人員配置を行い、職員の専門性の向上、政策立案・説明責任能力の向上、関係機関と連携した人材交流により職員の資質の向上を図ります。

職員が地域の一員として積極的に地域活動に参加し、行政と地域との連携の中心的役割を果たすことができるよう、職員の意識改革を図ります。さらに、事務事業の見直しや民間委託の積極的な推進などにより、経費の節減や合理化を図ります。

公共事業については、各種計画との整合性や費用対効果、緊急度・優先度を十分に検討し、支出の効果が最大となるよう効果的な事業実施に努めます。加えて、経常経費の削減・合理化に努め、歳出構造の改善を図るとともに、職員の経営感覚やコスト意識を高め、効率的な事業運営に努めます。

また、限られた財源を有効に活用し、投資効果を高めるため、自主財源の確保、受益者負担の適正化、事業の見直し、予算の計画的かつ戦略的な配分に努めるとともに、長期的な視点に基づいて事業評価・行政評価システムの活用により、経営感覚のある財政運営に努めます。

主要施策	主要事業
住民主体のまちづくりと地域コミュニティ活動の推進	○情報公開制度の充実
	○ボランティア組織、NPOなどの育成・支援
	○コミュニティ活動の推進
	○コミュニティ施設の整備・改修
	○まちづくりの担い手の育成と組織づくり
交流の推進	○イベントの充実
	○地域内外交流の推進
	○国際交流の推進
	○合併市町村振興基金(仮称)の活用事業
人権尊重社会の確立・男女共同参画の推進	○人権意識の高揚
	○男女共同参画の推進
効率的な行財政運営	○行財政改革大綱の策定・実施
	○定員適正化計画による職員定数管理
	○事務事業の見直しと民間委託の推進
	○計画的な財政運営の推進
	○職員の資質向上・専門職員の育成
	○行政情報化の推進
	○事業評価・行政評価システムの導入

第Ⅵ章 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性や地域間のバランス、財政事情等を考慮しながら検討を行っていきます。

さらに、新たな公共施設の整備についても、財政状況を踏まえ、事業の公共性、費用対効果や効率性について十分に議論を行うとともに、既存の公共施設を可能な限り有効に活用するなど効率的な整備に努めます。

なお、新市の本庁舎については、美作市庁舎整備検討市民委員会の建議を踏まえ、決定します。

旧町村の庁舎については原則として総合支所とします。また、勝田総合支所梶並出張所及び作東総合支所福山出張所を設置するなど、市民サービスの低下を招かないように配慮します。

第七章 財政計画

1. 前提条件

新市における財政計画は、当初、平成17年度から平成26年度までの10年度間について策定しました。平成26年度に計画を5年間延長する際に、財政計画の変更を一度行いました。今回、計画をさらに5年間延長するに当たり、後年度の予定事業を勘案した財政計画に変更しました。

なお、平成17年度から平成30年度までは決算額であり、令和元年度から令和6年度までは、項目ごとに次のとおり算定しています。

2. 歳入

(1) 地方税等

地方税等については、過去の実績推移を踏まえるとともに、人口推移を勘案しながら現行税制度を基本にして推計しています。

(2) 地方交付税

地方交付税については、令和元年度の決定額を基礎とし、過去からの事業費補正・公債費算入分を勘案し算出しています。また、合併に伴う算定の特例（合併算定替）の段階的減額を反映して推計しています。

(3) 分担金及び負担金

分担金及び負担金については、過去の実績推移を踏まえて推計しています。また、普通建設事業に係る分担金については、普通建設事業費をもとに推計しています。

(4) 使用料及び手数料

使用料及び手数料については、過去の実績推移を踏まえて推計しています。

(5) 国庫支出金、県支出金

国庫支出金及び県支出金については、過去の実績推移を踏まえて推計しています。また、普通建設事業に係る国庫支出金及び県支出金については、普通建設事業費をもとに推計しています。

※普通会計：地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅した一般会計と特別会計の一部を合算した会計で、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分です。

※特別会計：特定の事業を行う場合または特定の収入で事業を行う場合に、経理を他の会計と区別する必要があるため、法律や条例に基づいて設置しているもので、国民健康保険事業や下水道事業、介護保険事業などがあります。

(6) 財産収入及び寄附金

財産収入及び寄附金については、過去の実績推移を踏まえて推計しています。

(7) 繰入金

基金繰入金については、みまさか応援寄附金など、事業実施に応じて特定目的基金を繰り入れることにしています。

(8) 繰越金

繰越金については、収支差額を計上しています。

(9) 諸収入

諸収入については、過去の実績推移を踏まえて推計しています。

(10) 地方債

地方債については、新市建設計画に基づく事業に伴う合併特例債や過疎債（ソフト分を含む。）等の発行分を見込んで推計しています。また、臨時財政対策債については、令和元年度の決定額を据え置きとして推計しています。

3. 歳出

(1) 人件費

人件費については、過去の実績推移を踏まえるとともに、現業職員の退職者不補充による減員を見込んで推計しています。

また、令和2年度から、会計年度任用職員制度が開始されるため、物件費等に計上していた賃金等を人件費に振り替えて推計しています。

(2) 物件費

物件費については、過去の実績推移を踏まえて推計しています。

(3) 維持補修費

維持補修費については、過去の実績推移を踏まえて推計しています。

(4) 扶助費

扶助費については、過去の実績推移を踏まえて推計しています。

(5) 補助費等

補助費等については、過去の実績推移を踏まえて推計しています。下水道事業会計繰出金については、平成21年度から地方公営企業法の適用により補助費等に計上しています。簡易水道特別会計繰出金についても、令和2年度から地方公営企業法の適用により補助費等に計上しています。

(6) 公債費

公債費については、過去の地方債に係る償還予定額に、発行見込額に係る償還額を見込んで

推計しています。

(7) 積立金

合併後の市町村振興のための基金造成については、平成23年度までに32億8千万円を積み立てました。

(8) 繰出金

繰出金については、現行制度を基本とし、各特別会計の過去の実績推移等を見込んで推計しています。

(9) 投資・出資・貸付金

投資・出資・貸付金については、過去の実績推移を踏まえて推計しています。なお、公営企業（法適用）繰出金のうち資本的収支に係る繰出金を、平成22年度から出資金に計上しています。

(10) 普通建設事業費

普通建設事業費については、新市建設計画に基づく事業について、財政収支を勘案して推計しています。また、庁舎の整備については、移転新築した場合の経費を見込んで推計しています。

4. 財政計画

【歳入】

(単位:百万円)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
地 方 税	2,984	2,938	3,216	3,244	3,118
地 方 譲 与 税	405	520	283	272	254
利子割交付金等	35	32	36	21	17
地方消費税交付金	306	310	295	267	286
ゴルフ場利用税交付金	85	81	83	71	83
自動車取得税交付金	126	130	119	114	64
地方特例交付金	63	51	18	33	47
地 方 交 付 税	11,845	11,696	11,757	11,940	12,503
交通安全対策特別交付金	8	8	8	7	6
分担金及び負担金	113	228	193	151	301
使 用 料	576	739	741	709	734
手 数 料	90	71	71	72	75
国 庫 支 出 金	1,391	1,054	1,018	1,653	3,471
県 支 出 金	1,824	1,257	1,870	1,626	1,347
財 産 収 入	371	277	95	246	109
寄 附 金	9	3	5	5	3
繰 入 金	944	397	740	1,410	1,028
繰 越 金	1,787	1,812	1,162	793	969
諸 収 入	397	245	728	261	331
地 方 債	2,201	1,413	2,582	3,517	2,128
歳 入 合 計	25,560	23,262	25,020	26,412	26,874

【歳出】

(単位:百万円)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
人 件 費	5,156	4,365	4,223	4,250	4,130
物 件 費	2,096	2,441	2,470	2,500	2,803
維 持 補 修 費	94	60	84	86	86
扶 助 費	1,147	1,179	1,240	1,261	1,428
補 助 費 等	1,462	1,446	1,892	2,289	4,032
公 債 費	4,974	4,607	4,503	4,523	4,471
積 立 金	1,930	1,762	758	589	731
投資及び出資金・貸付金	32	309	1,047	81	129
繰 出 金	3,190	3,609	3,661	3,906	1,672
普 通 建 設 事 業 費	2,262	2,184	4,159	5,958	5,270
災 害 復 旧 事 業 費	1,405	138	189	0	654
歳 出 合 計	23,748	22,100	24,226	25,443	25,406

【歳入】

(単位:百万円)

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地 方 税	3,022	3,093	3,036	3,150	3,079
地 方 譲 与 税	258	251	235	223	217
利子割交付金等	17	16	14	33	44
地方消費税交付金	286	270	262	259	318
ゴルフ場利用税交付金	69	63	58	49	54
自動車取得税交付金	56	50	62	55	23
地方特例交付金	64	63	8	8	8
地 方 交 付 税	12,940	11,842	11,672	11,748	11,607
交通安全対策特別交付金	6	6	6	6	5
分担金及び負担金	144	155	130	136	118
使 用 料	763	806	726	573	605
手 数 料	83	84	80	86	80
国 庫 支 出 金	3,110	2,149	1,373	2,090	2,209
県 支 出 金	1,447	1,026	1,039	984	1,032
財 産 収 入	37	58	322	100	98
寄 附 金	6	10	3	39	8
繰 入 金	91	160	122	115	95
繰 越 金	1,468	778	684	587	576
諸 収 入	262	293	277	386	304
地 方 債	1,943	2,755	2,753	3,543	2,885
歳 入 合 計	26,072	23,928	22,862	24,170	23,365

【歳出】

(単位:百万円)

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人 件 費	4,141	4,194	3,993	3,822	3,659
物 件 費	2,866	3,004	2,856	2,698	2,554
維持補修費	107	126	187	157	161
扶 助 費	1,710	1,792	1,864	1,891	2,286
補 助 費 等	3,439	3,337	3,284	3,200	3,256
公 債 費	4,250	3,997	3,763	3,776	3,746
積 立 金	1,733	936	649	659	802
投資及び出資金・貸付金	496	582	779	787	612
繰 出 金	1,704	1,668	1,986	1,694	1,731
普通建設事業費	3,019	2,813	2,278	4,329	3,372
災害復旧事業費	1,207	163	112	52	35
歳 出 合 計	24,672	22,612	21,751	23,065	22,214

【歳入】

(単位:百万円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
地 方 税	3,013	3,019	3,203	3,164	3,134
地 方 譲 与 税	228	226	228	230	247
利 子 割 交 付 金 等	39	19	32	25	24
地 方 消 費 税 交 付 金	554	487	498	509	490
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	54	47	44	47	39
自 動 車 取 得 税 交 付 金	39	47	59	67	48
地 方 特 例 交 付 金	9	8	9	11	47
地 方 交 付 税	11,339	10,751	10,059	9,922	10,063
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5	4	4	3	3
分 担 金 及 び 負 担 金	99	110	104	117	143
使 用 料	636	591	469	497	460
手 数 料	85	82	85	89	81
国 庫 支 出 金	1,552	1,528	1,376	1,414	1,702
県 支 出 金	1,119	1,081	1,065	1,242	1,364
財 産 収 入	109	115	143	152	133
寄 附 金	11	25	33	50	49
繰 入 金	32	35	229	292	464
繰 越 金	549	569	1,076	942	1,225
諸 収 入	333	295	290	293	703
地 方 債	2,227	1,888	3,411	2,390	2,968
歳 入 合 計	22,032	20,927	22,417	21,456	23,387

【歳出】

(単位:百万円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
人 件 費	3,630	3,525	3,399	3,330	3,427
物 件 費	2,691	2,753	2,668	2,743	2,853
維 持 補 修 費	177	225	228	233	253
扶 助 費	2,184	2,292	2,241	2,133	2,322
補 助 費 等	3,507	3,222	3,016	3,081	3,393
公 債 費	3,402	3,246	3,447	3,289	3,511
積 立 金	836	341	367	200	124
投 資 及 び 出 資 金 ・ 貸 付 金	765	805	985	701	804
繰 出 金	1,782	1,773	1,860	1,850	1,918
普 通 建 設 事 業 費	1,698	1,635	3,224	2,195	3,143
災 害 復 旧 事 業 費	46	34	40	476	720
歳 出 合 計	20,718	19,851	21,475	20,231	22,468

【歳入】

(単位:百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地 方 税	3,593	3,409	3,298	3,196	3,066
地 方 譲 与 税	247	247	258	258	258
利 子 割 交 付 金 等	24	24	24	24	24
地 方 消 費 税 交 付 金	556	556	556	556	556
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	34	34	34	34	34
自 動 車 取 得 税 交 付 金	48	48	48	48	48
地 方 特 例 交 付 金	17	17	17	17	17
地 方 交 付 税	9,613	9,497	9,440	9,493	9,474
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3	3	3	3	3
分 担 金 及 び 負 担 金	123	126	126	127	130
使 用 料	424	423	422	421	420
手 数 料	80	79	78	77	76
国 庫 支 出 金	1,259	1,565	1,477	1,260	1,254
県 支 出 金	1,224	1,157	1,130	1,104	1,128
財 産 収 入	132	133	135	135	132
寄 附 金	49	49	49	49	49
繰 入 金	80	90	150	751	275
繰 越 金	919	750	360	107	33
諸 収 入	459	266	266	266	266
地 方 債	2,430	2,660	3,634	3,943	1,798
歳 入 合 計	21,314	21,133	21,505	21,869	19,041

【歳出】

(単位:百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人 件 費	4,174	4,149	4,126	4,074	4,008
物 件 費	2,400	2,400	2,411	2,426	2,426
維 持 補 修 費	256	259	261	264	266
扶 助 費	2,043	2,027	2,012	1,997	1,983
補 助 費 等	2,987	2,906	2,812	2,762	2,715
公 債 費	2,849	2,892	2,782	2,829	2,844
積 立 金	569	486	292	166	127
投 資 及 び 出 資 金 ・ 貸 付 金	1,005	1,042	1,153	1,141	1,105
繰 出 金	1,644	1,642	1,639	1,653	1,655
普 通 建 設 事 業 費	2,637	2,970	3,910	4,524	1,899
災 害 復 旧 事 業 費	0	0	0	0	0
歳 出 合 計	20,564	20,773	21,398	21,836	19,028